

令和 7 年度
大手前通りイルミネーション事業実施業務委託
公募型プロポーザル募集要項

令和 7 年 5 月
姫 路 市

1 募集の概要

(1) 業務名

令和7年度大手前通りイルミネーション事業実施業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 本業務概要

令和5年度から開始した大手前通りイルミネーションは、大手前通り沿道のクスノキ、イチョウを約22万球のフルカラーLED等により煌びやかに彩るとともに、月ごとにテーマカラーの異なる姫路城彩雲ライトアップと連動した一体感のある演出を行い、これまでにない光の空間を創出した。また、令和6年度は実施エリアを大手前通りだけでなく、姫路公園内（大手前公園・家老屋敷跡公園の一部）にも拡大するとともに、大手前通りの一部区間では歩行者天国を計4日間実施し、新たな夜の目的地（風物詩）の創出を目指したイルミネーションを実施。

令和7年度は、万博終了後も引き続きインバウンド需要を獲得できるよう、本市が保有する機材を最大限活用し、来街者増やまちなかの回遊性の向上、滞在時間の延長など、滞在型観光の推進を図る。

(3) 大手前通りイルミネーション実施概要

○点灯期間：令和7年11月22日（土）～令和8年2月22日（日）93日間（予定）

○点灯時間：午後5時から午後10時まで※週末・祝日などは午前0時まで（予定）

○大手前通りイルミネーションの照明デザインコンセプト等は、別紙1「大手前通りイルミネーション事業《提案者向け資料》（以下「別紙1」という。）」に記載している。

その他資料も含めよく確認した上で提案資料を作成すること。

なお本業務は、別途本市と委託契約している株式会社石井幹子デザイン事務所が監修する。

《監修業務内容》

上記デザインコンセプト等に基づき本業務契約者によって提案されたデザイン及び設計に対し、イメージパース、デザインコンセプト提案者として監修し、現地にて実行プログラムや装飾等の確認・調整を行う。

(4) 履行場所

ア 姫路市駅前町地内外（姫路駅前広場から姫路市道幹第1号線）（以下「大手前通り」という。）

イ 大手前公園の一部（以下「大手前公園」という。）

ウ 家老屋敷跡公園の一部（以下「家老屋敷跡公園」という。）

（詳細範囲は、別紙2「令和7年度大手前通りイルミネーション事業実施業務委託【イルミネーション実施対象範囲及び電気設備平面図】」に記載

(5) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

(1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。

- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成２５年４月１日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第３条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない法人であること。
- (4) 次の全てに該当すること。
- ア 公告の日において競争入札の参加資格等について（平成２３年姫路市告示第４０８号）により業者登録名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）である場合、姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和６２年６月２５日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
- イ 指名停止等措置要綱別表第１中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合において同表及び同要綱別表第２に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。
- (6) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。
- ア 資本関係
- 次のいずれかに該当する２者の場合をいう。
- (ア) 親会社（会社法第２条第４号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- イ 人的関係
- 次のいずれかに該当する２者の場合をいう。
- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係
- 次のいずれかに該当する２者の場合をいう。
- (ア) 組合とその組合員の関係にある場合
- (イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係にある場合
- (8) 参加表明者が、公告の日において登録業者でない場合、公告の日の３年前の日から当該公告の日の前日までの間において、指名停止等措置要綱別表第１中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合に同表及び同要綱別表第２に掲げる措置要件に該当した事実がないこと。ただし、当該措置要件に該当した事実について、姫路市長から指名停止を受けた場合を除く。
- (9) 官公庁、民間発注を問わず、元請として平成２７年４月１日以降に業務が完了した、屋外施設でのイルミネーション、ライトアップの履行実績を有すること。

3 プロポーザルに関する担当部局等

(1) 担当部局

姫路市観光経済局商工労働部産業振興課中心市街地活性化担当（以下「産業振興課」という。）

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話 （079）221-2597

FAX （079）221-2508

(2) 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	令和7年（2025年）5月12日から 令和7年（2025年）7月16日まで 本市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。）を除く。
閲覧の場所	産業振興課

4 プロポーザル実施に係るスケジュール

No	項 目	日 時
1	公告及び要求水準書等の公表	令和7年5月12日
2	参加表明手続の提出書類の受付期限	令和7年5月26日
3	参加資格確認結果の通知	令和7年5月28日
4	プロポーザルに関する質問受付期限	令和7年6月5日
5	プロポーザルに関する質問への回答	令和7年6月9日
6	提案資料提出書類の受付期限	令和7年6月20日
7	提案内容のヒアリング	令和7年6月30日
8	契約候補者の特定及び通知	令和7年7月1日
9	契約締結予定及び審査結果の公表	令和7年7月16日

5 参加表明手続及び参加資格の確認

- (1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、参加表明手続の際に受領した提出書類については返却を行わない。

ア 提出書類

- (ア) プロポーザル参加表明書兼誓約書（様式第1号）
- (イ) 履歴事項全部証明書（令和7年2月12日以降に発行された最新のもの（写し可））
- (ウ) 業務実績調書（様式第2号）
- (エ) 姫路市税の納税証明書（一般競争入札参加用）（公告日以後に発行されたもの（写し可）、市税の納税義務がある場合に限る。）
- (オ) 国税の納税証明書（税務署様式その3の3。）（公告日以後に発行されたも

の（写し可））

イ 提出部数

1 部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等 配布期間	令和 7 年（2025 年）5 月 1 2 日から 令和 7 年（2025 年）5 月 2 6 日まで 本市の休日を除く
閲覧の場所	産業振興課 （参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手 続に必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。 （ https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000030664.html ））

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによること。

オ 提出場所

産業振興課

カ 提出期間（参加表明受付期間）

令和 7 年 5 月 2 2 日午前 9 時から同月 2 6 日午後 4 時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとし（受付期間最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後 4 時必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和 7 年 5 月 2 8 日までに参加資格確認通知書を電子メールで送付することで通知する。なお、参加資格の確認日は参加表明受付期間最終日とする。

イ 参加資格がないと認めた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和 7 年 6 月 5 日正午までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により産業振興課に提出すること。市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

6 現場説明会

現場説明会は、行わない。

7 プロポーザルに関する質疑について

(1) 第 5 項の規定により参加表明手続を行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質疑書（様式第 3 号）

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）

ウ 提出場所（送信先アドレス）

chushinkassei@city.himeji.lg.jp

エ 提出期限

令和7年6月5日午後4時まで

(2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答開始日時

令和7年6月9日午前10時から

イ 回答方法

回答は、姫路市ホームページに掲載する。

(3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加又は修正事項とする。

イ 質問が次項第1号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

ウ 質問者名は公表しない。

8 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

(1) 提出書類（提案資料）

姫路市ホームページに掲載する「令和7年度大手前通りイルミネーション事業実施業務委託提出書類（提案資料）」の提出書類一覧に掲げる書類一式

(2) 提出部数

原本1部、写し10部（1部ずつまとめること。様式第6号事業費（受託希望金額）の提出は原本1部とする。

なお、上記の副本については、個人名、企業名及び社章など提案者が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄においては、この限りではない。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによること。

(4) 提出場所

産業振興課

(5) 提出期間（提案受付期間）

令和7年6月18日午前9時から同月20日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（提出期限最終日を除く）、郵送により提出する

場合は、提出期間最終日の午後４時必着とする。

(6) その他

ア 提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄においては、この限りではない。

イ 提案者につき提案資料の提出は、１件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。

エ 提案資料の提出後において、資料の差替えは認めない。

オ 提出された提案資料は、一切返却しない。

カ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

９ ヒアリングの実施

(1) 提案者は、前項の規定により提出した提案資料についてヒアリングを受けなければならない。なお、ヒアリングの開催日時、場所等の詳細については、提案受付期間終了後、別途通知する。

(2) 時間配分は、プレゼンテーション２０分、委員からの質疑１０分程度を予定する。

※ヒアリング参加者数により、時間配分等を調整することがある。

(3) 提出書類の内容に関し、疑問点や確認事項が発生した場合は、ヒアリングの際に説明を求める。

(4) ヒアリング実施時の動画を用いた説明は可とする。その場合は、事前に提出する提案書の内容から大きく逸脱することがないように注意すること。

(5) ヒアリングは、提案資料の概要説明及び質疑応答により実施するものとし、補完的な資料の提出は認めない。ただし、プレゼンテーションに視聴覚機器を利用する場合において、その内容を印刷したものは、その限りではない。その場合、提案書の内容から大きく逸脱することのないよう注意すること。

(6) 視聴覚機器を使用する場合は、市担当者に事前に申出の上、調整すること（パソコンやプロジェクター、スクリーン等を各自準備が必要な場合あり。）。設置及び撤収ともに５分程度を目安とし、速やかに準備を行うこと。準備時間は、持ち時間に原則算定しないが、準備時間が長くなり、審査に影響が出る場合は、退出を命じる場合があるので注意すること。

(7) 委員の質疑には、要領よく明確に答え、委員への質問は避けること。

(8) ヒアリング会場においては、名刺交換や企業名、氏名の公表、社員証・社章の着用は禁止する。

(9) 正当な理由なくヒアリングを欠席した場合は、失格となる場合がある。

１０ 提案資料の審査及び契約候補者の特定

(1) 審査及び契約候補者の特定方法

ア 審査は、ヒアリングを実施の上、第8項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。

イ 提案に関する評価は、令和7年度大手前通りイルミネーション事業実施業務委託審査委員会において実施する。

ウ 令和7年度大手前通りイルミネーション事業実施業務委託審査委員会において、提案資料及びヒアリングの内容により、提案内容の全てについて総合的に判断し、審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。

エ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案等に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案等に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、事業費（受託希望金額）の最も低い者を契約候補者とする。事業費（受託希望金額）の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 提案等に関する評価

評価項目		評価基準	配点 (100点)	
実施体制・計画	(1)業務実施体制	要求水準書を踏まえた上で、適切な人員配置体制となっているか。	10点	20点
	(2)業務全体工程計画	要求水準書を踏まえた上で、道路管理者、交通管理者等への各種申請期間などを考慮した、無駄のない効率的なスケジュール設定となっているか。	10点	
デザイン・演出等	(1)効果・影響、独自性	・別紙1に基づく、魅力的な企画を提案できているか。 ・テーマである「あたら夜」に沿った提案ができているか。 ・姫路駅から姫路城まで歩きたくなる企画を提案できているか。 ・家老屋敷跡公園において、常時楽しめる、飽きのこない、姫路城と調和した企画を提案できているか。また、同エリアへ誘導するための提案ができているか。 ・イルミネーション期間中に実施する歩行者天国に合わせ、大手前通り及び家老屋敷跡公園において、フルカラーLEDを最大限活かした通常とは異なる特別な演出を光の動きや変化が分かるような絵コンテ等を作成の上、提案できているか。	20点	65点

	(2)姫路城との調和、周辺環境などとのバランス	・姫路城夜間照明や姫路市都市環境照明ガイドライン (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/000016792.html)等を意識した企画を提案できているか。 ・高木、モニュメントを効果的かつ最大源に活かした企画を提案できているか。 ・夜間だけではなく昼間の景観を含め、大手前通りが本来有する風景と調和した企画を提案できているか。	15点	
	(3)SNS映えする魅力的な光のスポットの創出	・イルミネーション、モニュメントのライトアップ以外で、大手前通り及び家老屋敷跡公園で来場者が写真を撮影し、SNS等で拡散したくなるような光のスポットを提案できているか。	10点	
	(4)点灯セレモニーの提案	・歩行者天国実施中の道路上で行うという特性を活かした非日常を感じてもらえる提案となっているか。 ・「いい夫婦の日」を念頭においた上で、著名人の招聘や関連イベント等の開催により歩行者天国エリア内へ誘客する提案となっているか。 ・歩行者天国エリア内の安全が確保された警備計画となっているか。	10点	
	(5)機器配置計画	・照明機器の配置方法が道路との交通機能、規制等に十分配慮した提案となっているか。	10点	
現地作業・維持管理	(1)安全性の確保	・現地作業や配線等に関し安全対策が適切な計画となっているか。 ・雨天時など天候への配慮がある計画となっているか。 ・イルミネーション、ライトアップ及び電源設置方法が適切であるか。 ・現地作業に対して、歩行者への安全面やいたずら等の対応方法について検討されているか。 ・沿道建物に悪影響を与えていないか。 ・作業中の管理体制が整っているか。 ・期間中のメンテナンスや管理等の体制が整っているか。	10点	10点

事業継続	(1)コストの縮減	・次年度以降の継続実施に向けたコスト縮減の工夫が図られているか。 ※コストの縮減の工夫は、保管計画等の提案により、LED器材等を繰り返し使用することで、翌年度以降の経費削減を図る等を想定している。	5点	5点
------	-----------	--	----	----

※1 下表のとおり5段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
B	AとCの中間程度	各項目の配点×0.75
C	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.50
D	CとEの中間程度	各項目の配点×0.25
E	要求水準を満たしている程度	各項目の配点×0.00

イ 事業費（受託希望金額）に関する評価

前項第1号に定める提案資料の様式第6号に記載された受託希望金額を対象として、次の方法により評価点を算出する。各提案者から提案された受託希望金額のうち、最低の金額を示した提案者を第1位として、事業費（受託希望金額）に関する評価点の満点である10点を付与し、その他の提案者の評価点は、10点に第1位の受託希望金額と当該提案者が示す受託希望金額との比率を乗じて得た数とする。ただし、提案資料提出から契約締結日までの間に失格又は本プロポーザルから辞退した提案者が現れた場合、当該提案者の受託希望金額については評価点の算出対象から除外した上で、評価点を算出する。

$$10 \text{ 点} \times (\text{全提案中最低の受託希望金額} / \text{提案者が示す受託希望金額})$$

ウ 総合評価点

提案等に関する審査員全員の評価点の平均点と事業費（受託希望金額）に関する評価点の合計により算出する。（満点110点）なお、総合評価点算出後に同号イただし書に該当する事例が発生した場合には、事業費（受託希望金額）に関する評価点を再算出した上で、総合評価点を再度算出する。

(3) その他

ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。

イ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。

ウ 審査の経過に対する問合せには、応じない。

エ 契約候補者の特定を令和7年7月1日に行う。特定された契約候補者への連絡は、口頭又は電話連絡により通知するものとする。また、契約候補者とならなかった提案者については、その旨を別途書面で通知する。

オ 特定された契約候補者は、令和7年7月10日午後3時までに、本件業務の見積書を産業振興課に提出すること。

カ 契約相手方名、契約予定日、契約金額及び審査結果については、令和7年7月16日を目途に姫路市ホームページに掲載する。

キ 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

1.1 契約の方法

(1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。

(2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、契約候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、前項第1号エと同様の方法により契約候補者を特定する。

(3) 提案資料は、契約書の一部とする。

- (4) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

1.2 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第10項第1号エの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）により産業振興課に持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できるものに限る。）で提出すること。
なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

1.3 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項各号に定める参加資格要件を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提案手続において姫路市公告第197号第1項第5号に定める提案上限金額を超える金額を請負希望金額として提案した者又は0円以下の金額を請負金額として提案した者
- (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
- (6) その他このプロポーザルの条件に違反した者

1.4 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他本市が必要と認めるときには、本市は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

1.5 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

1.6 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、本市は契約候補者に対し、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者について、契約締結までの間に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は、契約候補者との間で契約を締結しないことがある。この場合、本市は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (3) 契約候補者について、契約締結後に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続に

おける不正行為が判明した場合は、本市は、当該契約を解除することができる。この場合、本市は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。

- (4) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。
- (5) 参加者が参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合その他このプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は当該参加者に対し、指名停止を行うことがある。
- (6) 審査結果について、契約締結後に、別紙8「公募型プロポーザルの審査結果」のとおり、各評価項目及び評価基準の得点について公表を行う。なお、提案者が2者の場合は、姫路市情報公開条例第7条第2号の規定に基づき契約候補者とならなかった者の点数を非公表とする。